

別表（第6条関係）

施設使用料等

改正平成14年4月1日

種別区分		午前	午後	夜間	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00
大ホール	平日	16,000	24,000	34,000	60,000
	土曜日 日曜日 休日	20,000	32,000	44,000	80,000
小ホール	平日	8,000	10,000	12,000	24,000
	土曜日 日曜日 休日	10,000	12,000	15,000	30,000
楽屋	事務室	1,000	1,000	1,500	2,500
	楽屋A	1,000	1,500	2,000	3,500
	楽屋B	1,000	1,500	2,000	3,500
	楽屋C	1,500	2,000	3,000	5,000
練習室	第一練習室	2,500	3,000	4,000	7,000
	第二練習室	1,500	2,000	3,000	5,000
展示室		3,000	3,500	4,500	8,000
文化情報センター 文弥人形室		2,500	3,000	4,000	7,000
大ホール 舞台のみ	平日	3,200	4,800	6,800	
	土・日・休日	4,000	6,400	8,800	
小ホール 舞台のみ	平日	1,600	2,000	2,400	
	土・日・休日	2,000	2,400	3,000	
駐車場 プラザ	平日	2,000	2,500		
	土・日・休日	2,500	3,000		

- 備考
- 1、休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日です。
 - 2、施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算はしません。
 - 3、使用時間を超過して使用する場合は、1 時間を単位として、使用料の時間割り計算による額の 20% 増に相当する額です。
この場合において 1 時間に満たない場合は、1 時間とします。
 - 4、冷暖房設備を使用する場合は、上記金額（準備・本番の区別があるときは、本番）の 30% 増しとします。
 - 5、大ホール及び小ホールを本番前の準備に使用する場合は、上記使用料の 50% に、リハーサルに使用する場合は、上記の 70% とします。
 - 6、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、上記金額に次表の割合を乗じた額を加算します。ただし次号に該当する場合は除きます。

1 人 1 回あたりの入場料	加算する額
500 円を越え、2,000 円以下のとき	1 0 %
2,000 円を越え、4,000 円以下のとき	2 0 %
4,000 円を越え、6,000 円以下のとき	3 0 %
6,000 円を越えるとき	5 0 %

- 7、商業宣伝、営業又はこれに類することを目的とした場合の使用料は、上記金額の 100% 増しとします。
- 8、ホワイエのみを使用する場合は小ホールの料金とし、申し込みは使用開始の 1 ヶ月前からとします。
- 9、別表中駐車場、プラザとは、各々第 1 東・第 1 西・第 2 東・第 2 西・第 3 東・第 3 西駐車場及びプラザをいいます。
- 10、舞台、駐車場及びプラザのみを使用する場合の受付は、1 ヶ月前からとします。

お問い合わせ・お申し込み

住 所 〒9 5 2 - 1 3 2 4

新潟県佐渡市中原 2 3 4 番地 1

名 称 佐渡中央文化会館（アミューズメント佐渡）

TEL 0 2 5 9 (5 2) 2 0 0 1

FAX 0 2 5 9 (5 2) 4 8 1 3